

羽曳野市立駒ヶ谷小学校いじめ防止基本方針

羽曳野市立駒ヶ谷小学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

第2章

1. 基本方針（理念）

いじめはその子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に大きな影響を及ぼすものである。また、いじめは加害、被害という2者関係だけでなく、在校児童全ての児童の人権に関わる重大な問題である。さらに、いじめはどの学校でも起こりうるものであることを認識すべき事案である。

全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず児童の気持ちに寄り添い、思いを重ねながら相談に応じることが大切である。その一貫した全教職員の姿勢と取組みが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになり、いじめを許さない校風をつくるものであると考える。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、全教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要である。さらに、全教職員が人権感覚を磨き、人権意識の高い児童・集団を育成するための指導力の向上に努めなければならない。

また、いじめが必ずしも学校だけで解決できる課題ではないことを認識し、学校は保護者・地域の方々と協働して、いじめを許さない校区教育文化をつくらなければならない。

駒ヶ谷小学校は、教育目標「よく考えて行動できる、豊かな心を持った、たくましい児童の育成」に基づき、「生命と人権を尊重し、他人を思いやる豊かな人間性を養う」教育の一層の充実を図るため、いじめ防止基本方針をここに定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団による無視をされる
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品や所持品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやモバイル、携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめ防止等の対策のための組織

①組織名

〔いじめ防止対策委員会〕

②構成員

校長をはじめとする常勤教職員全員
(校長、教頭、生活指導部が運営に当たる)
(非常勤教職員、羽曳野市子育て支援課相談員・羽曳野市立誉田中学校 SC)

③役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定について
イ いじめの未然防止について
ウ いじめ事象への対応について
エ 教職員の資質向上のための校内研修について
オ 年間計画の企画と実施について
カ 年間計画進捗のチェックについて
キ 各取組の有効性の検証について
ク 学校いじめ防止基本方針の見直しについて

4. 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

「いじめ防止対策委員会」は、最低学期に1回開催し、具体の子どもの現状報告を行う。また、取組みの進捗状況について意見交換を行い、具体的の方針を決める。さらに、いじめの対処がうまくいかないケースの検証や必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

5. 教職員の資質向上のための研修計画等

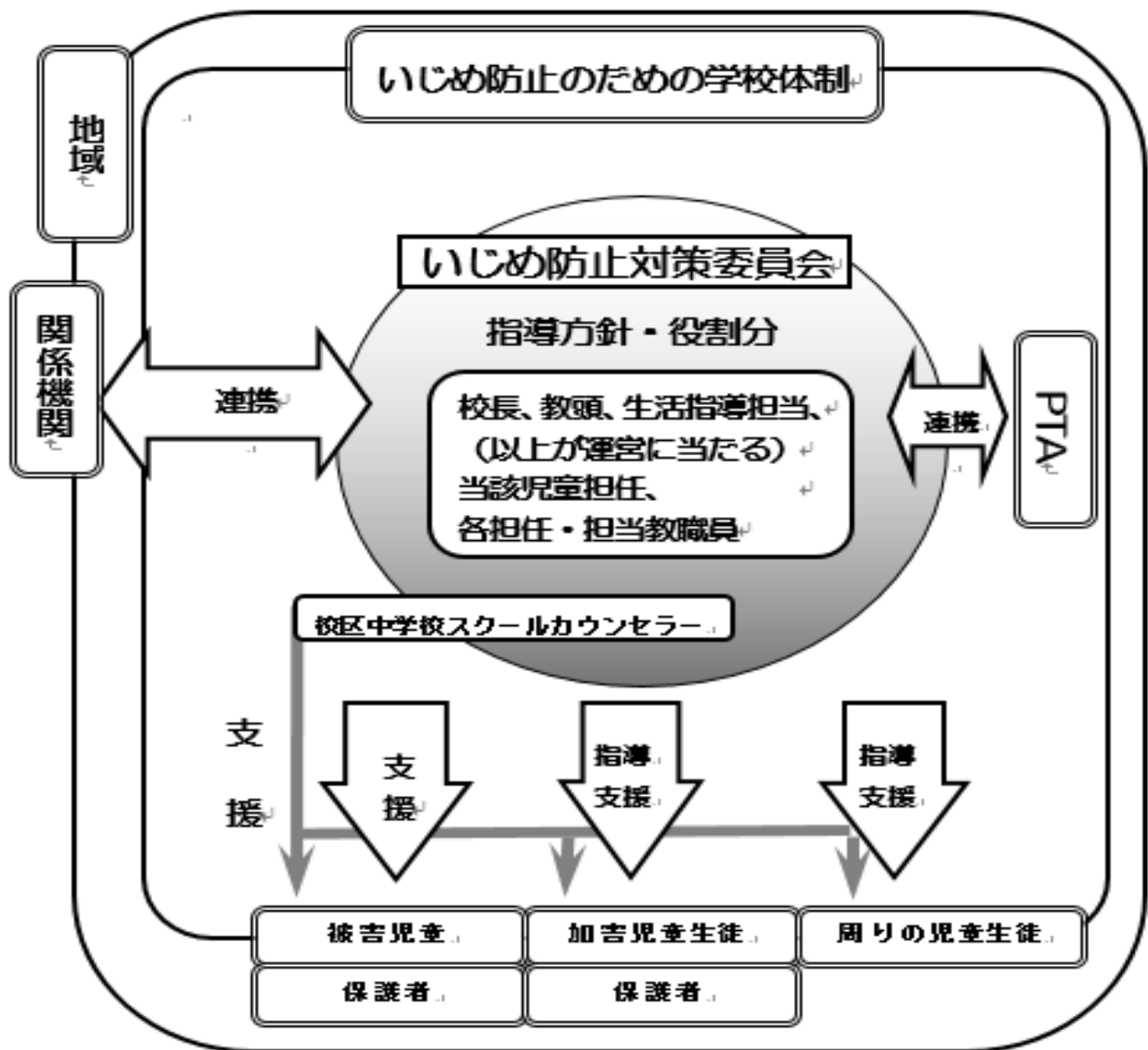
教職員の資質向上のために以下のことを行う。

- ① 人権感覚の育成のために毎年1回外部講師を招聘して研修を行う。
- ② 学校教育自己診断結果を効果的に活用し、共通認識を培う。
- ③ 児童アンケートを学期毎に実施し、結果を効果的に活用し、改善策を「いじめ防止対策委員会」で協議する。
- ④ 各学級での課題を担当だけで取り込むのではなく、教職員全員で共有し、常に学校として取り組みを推進することでOJTを活性化させる。

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学年・学級自体が、人権尊重の精神に満ちた環境であることが求められる。学校は、安心して学びあえる学校であり、居場所のある学級でなければならない。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、全教職員が共通認識を持って、総合的に推進する。特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感情移入力を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な取組みを計画的に積み上げていくことが重要である。その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2. いじめ防止のための取組み

(1) 平素から教職員自身がいじめに対する認識を深めるとともに、人として大切な人権感覚を身につけることを大切にする。加えて、一人で抱え込まず、学校として情報の共有を行うものとする。

(2) 平素より児童に対して、自尊感情を育てる取り組みを続ける。そして、自分にされていやなことは、絶対相手に対してもしない。弱いものをいじめることは、人として、絶対に許されないとする人権意識を指導していく。そのために、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、全教職員が共通認識を持って、児童の育みを総合的に推進する。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、常に、児童に寄り添い、児童の気持ちと重ねる指導を行う。また、児童一人ひとりが活躍できる人間関係づくりを積極的に推進する。加えて、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、あやまった指導がないように、教職員は、常に指導方法の振り返りを行うものとする。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特徴として、児童がいじめを認めることを恥ずかしいことだと思ったり、発覚後の友だち関係や仕返しされることを恐れるあまり隠したり、訴えることができないことが多い。このことを全教職員が認識することが大切である。また、精神的に弱さを持ち自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しい児童の場合は、いじめが見えにくく、長期化、深刻化することもあることを理解しておく必要がある。教職員は、学校生活の中での何気ない児童の言動や会話の中にいじめ芽が見え隠れする可能性のあること承知し、日ごろの児童観察を大切にしていけることがとても重要である。児童の心の訴えに耳を傾け、「いじめを絶対に許さない。」という毅然とした態度と行動力が大切である。また、地域や保護者と連携し声に耳を傾けることにも、いじめの早期発見・防止に重要な要素である。いじめの早期発見、早期の取り組みが、早期解決のために必要である。

2. 早期発見のための取り組み

- (1) 各学期ごとに児童アンケートをとり、児童の声を聞くとともに、教職員が各教室で、「いじめは、絶対に許さない。」という気持ちで話をし、児童の自己実現の心を育てるようにする。
- (2) 児童観察を常に行い、学級児童・学年児童の状況を把握するとともに、保護者や地域住民からの情報提供をもらえる信頼関係を築くことを大切にする。また、それらの情報を低中高会議の場に出し合い、支援の必要な児童を複数の目で見守る等の対策をとる。
- (3) 児童からの情報提供や相談事案に対して、常に寄り添いながら相談を受けることを大切にする。
- (3) 児童・保護者・地域に対して、全教職員がいじめを許さないというメッセージを発するとともに、一人ひとりの状況を把握し、保護者から安心して相談される関係を構築するようにする。

第4章 いじめへの対処

1. 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であり、安心して学校に登校できる状況を可能な限り早急に条件整備・環境整備をする。また、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合も多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的計画的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手が真摯に謝罪する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

また、ケースにより外部機関とも連携することも考える。

2. いじめ認知後における取り組み

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても早い段階から指導していく。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、事実確認をし、全教職員と事象の共有化を図る。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の思いや、気持ちを大切に配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに生活指導部と管理職に報告し、事実関係の把握・情報収集・事実確認・報告・対応策の検討を行う。また、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会事務局に報告し、今後の方針を伝えるとともに教育委員会より指示を受ける。
- (4) 被害・加害の保護者へは、思いを受け止め、指導していく。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーや羽曳野市役所子育て支援課の協力を得て対応を行う。

4. いじめた児童への指導・保護者への助言

- (1) 速やかにいじめに対応し、いじめに関わったとされる児童からの聴取を行うようにする。個別面談を行い、事実関係の確認を行うようにする。必ず複数教職員で聴取する等の配慮を行う。
- (2) 事実関係を確認した後は、速やかにいじめた児童の保護者に事実経過を報告し、いじめの早期解決への協力を求め、継続的な助言を行うようにする。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人の心を傷つけ、身体を傷つけ、生命を奪いかねない絶対に許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (4) いじめた児童が抱える問題や生活背景にも目を向け、児童の安心・安全の場を提供するとともに、自己肯定感を培うことができるようにする。取り組みにあたっては、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや羽曳野市子育て支援課・教育委員会の協力を得て、組織的に、いじめの再発を防止に取り組んで行くようにする。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめに関わった全ての児童に対して、自分の問題として「いじめ」について考えさせる。そのため、いじめに関わった児童に対しても、事実確認を行い、「もし、自分だったら・・・」の立場になって考えさせ、相手の心の悩み・苦しさ・悲しさ・失望感等への共感性を培い、「いじめは絶対に許されない。」という強い気持ちと行動力を育むようにする。「観衆」や「傍観者」として行動していた児童にも、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める行為であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分がいじめを受けるかもしれないという心配をし、不安感を持っていると考えられる。全教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝えるようにする。

- (2) いじめが認められたとき、加害者・被害者の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図るようになる。全ての児童が、互いを認め合い大切にする集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりを大切にする学級経営する。すべての教職員が支援し、児童の一人一人が安心して生活でき、自己実現できる学校づくりに努めるようにする。
- (3) いじめ事象について家庭環境や生活背景を理解し、人権教育の課題として全ての教育活動で解決に向けて取り組みを進めるようにする。いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を再考し、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を行い、児童のエンパワーメントを図るようになる。その際、スクールカウンセラーとも連携するようになる。
- (4) 運動会や文化祭、遠足等は、児童が人間関係づくりを学ぶ機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係をつくっていくことができるよう適切に指導・支援して行くようにする。

6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合は、まず学校として問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存する。学級担任、管理職、生徒指導部会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書きこみの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、社会で起きている出来事に関心を持ち、周りに溢れている情報を選択する力を育成する機会を設ける。

第5章 その他

〔いじめ防止基本方針の周知と見直しについて〕

毎年5月のPTA総会及び学校運営方針説明会において、このいじめ防止基本方針については、周知する。加えて、学校ホームページにおいても掲載する。また、学校協議会及びPTA運営委員会において学校における現状報告を行うとともに見直しの提案について協議を行うものとする。また、児童意見については、学期毎のアンケートの状況を勘案しながら見直しに着手するものとする。

